

## 平成 28 年度財務三基準判定

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

### I 収支相償の計算

第 1 段階(公益目的事業)

単位:千円

事業番号	経常収益計	経常費用計	特定費用積立	第一段階の判定
公 1	8,115	9,037		<u>△922</u>
公 2	9,400	11,227	500	<u>△2,327</u>
合計	17,515	20,264	500	<u>△3,249</u>

第 2 段階(公益目的事業会計全体)

単位:千円

事業番号	収 入	費 用	第一段階の判定
第 1 段階合計	17,515	20,264	<u>△3,249</u>
共通収益費用	3,302	3,997	<u>△695</u>
準備資金取崩	1,500		<u>1,500</u>
みなし寄付金	1,628		<u>1,628</u>
合 計	23,945	24,261	<u>△316</u>

**結果** → 第 1 段階・第 2 段階ともに剰余金が出ないので適合

### II 公益目的事業費率

公益目的事業費 24,261 千円

法人全体の費用 50,758 千円

公益目的事業費率	$24,261 \text{ 千円} / 50,758 \text{ 千円} = 47.7\%$
----------	--

**結果** → 50%未満で不適合

**対処** → 相談員みなし費用約 250 万円で対応 その結果 52.7%となり適合

### III 遊休財産の保有制限

保有上限額 24,261 千円

遊休財産の金額

52,553 千円 (資産) -13,283 千円 (控除対象財産) -47,559 千円 (負債)

=△8,289 千円 → 遊休財産は△なので 0 円

**結果** → 上限額以下で適合